

福生市教育委員会 殿

学校名 福生市立福生第三小学校

校長名 鈴木 智子

印

令和5年度 教育課程について（届）

このことについて、福生市立学校の管理運営に関する規則に基づき次のとおりお届けします。

1 教育目標

（1）学校の教育目標

自己の成長のために自らを律し、自他や地域を愛する心と、自らの未来を主体的に切り拓く力をもった、心身共に健康な児童の育成を目指し、次の目標を設定する。

- ◎よく考え やりぬく子 「確かな学力、粘り強く学びに向かう力」
- 思いやりのある 心豊かな子 「自己肯定感、人間関係形成力」
- 進んで体をきたえ 健康な子 「主体性、基礎身体能力」

（2）学校の教育目標を達成するための基本方針

ア よく考え やりぬく子：「確かな学力、粘り強く学びに向かう力」を育成するために

- ① 福生市学力・学習状況調査等の結果分析や児童の実態に基づいた授業改善を推進し、各教科等の基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、学習指導要領の趣旨を踏まえた「主体的、対話的で深い学び」の実現に向けて、校内研究において指導方法についての研究を行う。
- ② ICT機器の良さを生かした活用を積極的に行い、教科のねらいを達成するとともに、児童の情報活用能力の育成を図る。
- ③ 学習内容・学習活動の重点化と指導方法の工夫を図り、児童に確かな力を身に付けさせていく。また、一人1台端末の環境を生かし、児童の個別最適な学びと協働的な学びを推進する。
- ④ 積極的に児童の学びを評価・支援し、学びによる達成感や充実感、学びの価値を実感できる授業づくりを推進する。

第1表の2

福生市立福生第三小学校

イ 思いやりのある 心豊かな子：「自己肯定感、人間関係形成力」を育成するために

- ① 人権尊重の精神に基づき、いじめや偏見・差別等による人権侵害を決して許さず、不登校の未然防止に努め、児童と教師・児童同士の信頼感を高める指導を行う。また、中学校区において人権教育の重点指導内容を揃え、小中一貫を視野に入れた人権教育の充実を図る。
- ② 全ての教育活動を通して児童自身の良さや価値に気付かせる取組を推進し、より良く生きていくための基礎となる自己肯定感・粘り強く学びに向かう力を高める。
- ③ 年間指導計画に基づいた特別の教科 道徳の計画的な実施を核として、道徳教育の充実を図り、確かな規範意識と思いやりのある心豊かな児童を育成する。
- ④ 伝統文化に関する取組を特色ある教育に位置付け、その取組を通して学校・地域への所属意識と学校・地域への愛着を養う。
- ⑤ 特別活動等を要とした取組において自己理解を深め、より良く生きていこうとする心情を養うキャリア教育を推進する。

ウ 進んで体をきたえ 健康な子：「主体性、基礎身体能力」を育成するために

- ① 栄養、運動、休養の健康三原則に関する保健指導の充実を図り、自他の生命の尊重、健康についての理解を徹底し健全育成を推進する。
- ② 体力向上全体計画に基づいた健康の保持・増進と体力の向上の取組を行い、進んで体を鍛え健康な児童を育成する。
- ③ 事故や災害等への備えや不審者への対応等を含め安全教育を充実させることで、児童が自分の命を自ら守ることのできるようにする。また、家庭・地域・関係諸機関との連携を深め、校外生活及び登下校の安全確保に努める。
- ④ 感染症予防に関して適切な指導をし、児童が主体的に感染症予防に努められるようにする。

エ 学校教育目標の達成に向けたその他の事項

- ① 福生市特別支援教育推進計画第二期・第二次実施計画（一部改定）に基づき、特別支援教育の充実を図るために、継続的な教育相談や特別な支援を要する児童への指導を組織的・計画的に行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、福生市教育相談室、子ども家庭支援センター等の関係機関と連携を図り、日常的な指導の充実を図る。
- ② コミュニティ・スクールとして学校支援地域組織を活用し、保護者・地域住民との一層の連携を図るとともに、社会に開かれた教育課程の推進の下、地域教育の中心として信頼される開かれた学校づくりを推進する。

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- ① 基礎的・基本的な学習内容の確実な定着と、粘り強く真剣に学習に取り組む児童を育成するために、達成感や充実感がもてる授業を推進する。また、学びの大切さを実感させることを通して授業規律の確立につなげる。
- ② 児童の学力向上のために、ICT機器の良さを生かした活用、朝学習や放課後学習教室、サマースクール、習熟度別少人数指導の充実、スクール・アシスタント・ティーチャー、理科支援員、学校支援組織による地域ボランティアの活用を進める。
- ③ 児童の確かな学力、学びに向かう力の向上を図るために、福生市学力・学習状況調査の結果に基づき、経年変化を多面的・客観的に分析しながら、集団や個人の授業改善の成果と実践的課題を明らかにして、授業改善推進プランを全職員で組織的に検討し改善していく。また、校内研究では、研究教科を国語科とし、児童の読解力の向上を目指すとともに、教職員の授業力向上と学び合う意識の醸成を掲げ、全学年の研究授業の実施等、計画的に研究を推進する。
- ④ 一人一人の児童の学力の定着を図るために、児童の個別最適な学びと協働的な学びを推進する。児童の個別最適な学びにおいては、指導の個別化や学習の個性化を図る。そのために、朝学習や長期休業期間において、一人一人の調査結果を基に、ICT機器を活用した個人ドリル学習（ミライシードのドリルパーク）の取組を推進する。また、協働的な学びを実現するために、児童同士の学び合い（ミライシードのオクリンクやムーブノートの活用）や意見交流（Microsoft Teams 等）を実施し、学びを広げ深める授業改善に努める。
- ⑤ 単元の学習計画の中に学習評価を適切に位置付け、児童が学びの成果を確かめたり、自らの学びを振り返ったりすることで学ぶ意欲を向上させる。また、学習評価を通して授業改善を進める。
- ⑥ 外国語科において、第5学年児童には体験型英語学習施設での校外学習を実施、第6学年児童には中学校区内での英語交流の機会を設け、積極的にコミュニケーションを図ろうとする資質・能力を育成する。

イ 道徳科

- ① あらゆるいじめや偏見・差別をなくし、互いに相手を認め大切にする心を育成する。また、人権意識を高めるために、「人権教育プログラム」を活用するとともに、体験的な活動や保護者・地域など、様々な方と関わる学習を展開し、教育活動全体を通して道徳的实践力を育む。
- ② 教育活動全体を通した道徳教育の充実に向けて、道徳教育推進教師を中心に、全教員で道徳教育全体計画・全体計画の別葉及び「特別の教科 道徳」年間計画・評価計画を作成するとともに、「道徳科校内研修ノート」を活用した校内研修会を年間1回以上実施し、計画的に「特別の教科 道徳」の授業改善を推進する。また、「考える道徳」、「議論する道徳」の充実を図り、「考えるに足る発問」、「議論に値する発問」を重視した指導を行う。
- ③ 道徳授業地区公開講座については、全学級の授業を公開する。また、意見交換会については、児童の豊かな心を育むために、学校、家庭及び地域社会にできることについて意見交換を実施する。

ウ 外国語活動

- ① 「福生市英語教育推進計画（第2次）」に基づく年間指導計画を作成し、全学年で英語教育を実施する。低学年では、異文化への興味をもたせ、挨拶や簡単な質問に答えら

れる力を育成する。中学年では、簡単な会話ができ、アルファベットや簡単な単語が書ける力を育成する。高学年では、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」を中心に、簡単な文構造が書ける力を育成する。

- ② 英語教育推進委員と ALT による外国語科・外国語活動の研修を進め、教員一人一人の指導力向上を図る。また、ALT と連携して、教材・教具の作成や英語に親しむ学校環境の整備を推進する。さらに、休み時間の遊びに ALT を参加させ、児童が ALT と日常的にコミュニケーションを図ることができる環境を作る。

エ 総合的な学習の時間

- ① 「伝統や文化、人、自然などに関わり、自己の生き方を考え、よりよく生きていく児童」を目標とし、「伝統・文化」、「情報教育」、「自然環境」、「福祉・健康」、「地域」の内容を設定した全体計画や年間指導計画に基づき、児童の興味・関心を喚起し、探究的な学習を推進する。また、学習に際しては、I C T機器や地域人材の活用を積極的に行う。
- ② 総合的な学習の時間を通して「知識及び技能（課題解決に必要な力）」、「思考力・判断・表現力等（分析し表現する力）」、「学びに向かう力・人間性等（学んだことを生かす力）」を育成する。そのために、全体計画及び指導計画に当たっては、内容を教科横断的な視点で組み立てていくとともに、生活科で身に付けた資質・能力が総合的な学習の時間の学習活動に生かされるように計画し、教育活動の充実を図る。
- ③ コミュニティ・スクールや学校支援地域組織を生かして、保護者・地域の人材を活用した活動を取り入れ、教育活動の充実を図る。

オ 特別活動

- ① 特別活動の全体計画に基づき、児童の自主的な活動を促し、互いに協力し、より良い学校生活を築こうとする態度を育成し、児童が主体となる学級活動や児童会活動を推進する。
- ② 明るく前向きな学校生活を送ることと、豊かな人間関係と自主的、実践的な態度を育成するために、縦割り班活動、挨拶運動等、学級活動、集会活動やクラブ・委員会活動を積極的に推進する。
- ③ 和太鼓・藍染・茶道体験等の伝統文化の体験的な取組を通して、日本文化への理解を深めるとともに、学校の伝統的な取組と学校・地域を大切に思う心情を育成する。
- ④ 儀式的行事を通した国旗や国歌、福生市の歌等の指導を通し、望ましい人間関係を形成し、集団への所属意識や連帯感を高め、郷土や学校を愛する心を育む。

(2) 教育目標を達成するための特色ある教育活動・その他の配慮事項等

- ① 「スタートカリキュラム」の実施、「ふっさっ子スタンダード」の活用や幼保小連携の教育活動等の機会を通して、小学校生活への円滑なスタートと学びの連続性を図る。また、幼保小連携の機会を一層拡充し、目指す児童の姿や指導観の共有化、学びに向かう力の育成に向けた研究に取り組む。
- ② 小中一貫教育を推進し、義務教育9年間の連続性を意識した指導を行うために、年3回以上中学校区での会議を設定し、中学校区の教職員との連携を一層進める。「ふっさっ子スタンダード」に基づく校内で統一した指導を、全職員で実施し、授業規律の定着と健全育成を推進する。
- ③ 児童の発達の段階に応じて、情報活用能力の育成を図る。また、市から配備される教材を計画的に活用し、児童のプログラミング的思考の育成を育成する。情報モラルについては、「SNS東京ノート」等を活用するとともに、児童が主体となって策定した「SNSふっさっ子ルール」、「SNS学校ルール」の徹底を図り、保護者と連携した情報モラル教育を推進する。
- ④ 全教職員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、組織的な対応ができるよう、「特別支援教育校内研修会」を計画的に実施する。「学校生活支援

シート」及び「個別指導計画」を踏まえた情報共有シートを活用し、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援校内委員会を定期的に開催し、支援レベルに応じた具体的な指導や支援、及び指導目標を踏まえた適切な指導や支援を組織的・計画的に行う。また、全学年で特別支援に関する理解教育を実施し、児童が互いを尊重できるようにする。

- ⑤ 「東京都体力・運動能力、生活・運動習慣等の調査」の調査結果から児童の実態を把握し、「福生市立学校の体力向上策（第2次改定）」の活用、及び「体力向上推進計画」の作成を通して、体力の向上と課題改善を図り、運動する楽しさを味わわせ、生涯にわたりスポーツに親しめるようにする。そのために、日常的な遊び、持久走旬間や持久走大会、及びなわ跳び旬間の実施、「体力調査記録表」を活用した児童自身の振り返り等の取組を行う。また、関係機関と連携し、飲酒や喫煙防止、骨貯金等、健康教育に関する指導を充実させる。
- ⑥ コミュニティ・スクール委員会と学校支援地域組織の活動により、保護者・地域等の外部人材を活用し教育の充実を図る。「安心・安全」、「学習」、「環境」、「地域ふれあい」の各サポートチームの活動によって、「みんなが主役となって輝ける学校」を目指した「チーム三小」づくりを推進する。
- ⑦ 「学校 2020 レガシー」の取組として、全学年児童に和太鼓を使った表現活動を推進するとともに、第3学年以上の児童には、藍染体験活動、第6学年児童には茶道体験活動により日本の伝統・文化理解教育を推進する。
- ⑧ 読書活動を推進するために、司書教諭を中心に年間3回の読書旬間を実施し、読書に親しむ習慣を育む。また、「福生市の先生が選んだ100冊」の活用、学校司書との連携、図書ボランティアによる読み聞かせ、学級文庫の工夫、公立図書館との連携、調べ学習における第二図書室の積極的な利用等を行う。さらに、読書習慣の定着に向けて、家庭学習における読書の実施を推進する。

（3）生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ① 「生徒指導提要（改訂）」を踏まえた発達支持的な生徒指導の充実及び教職員と児童との信頼関係を築くことに努め、全ての教育活動の中で「褒める・認める・励ます」指導を行い、児童自身にも振り返りをさせる等、児童が自己の良さに気付き、自己肯定感を高める取組を推進する。
- ② 児童の規範意識の向上、基本的生活習慣の定着を図るために、「ふっさっ子スタンダード」の活用、及び「時間を守る」、「忘れ物をしない」、「話をしっかり聞く」、「整理整頓をする」等の行動習慣を全教職員が一致して組織的な指導を進める。
- ③ 「福生市立学校の不登校総合対策」に基づき、不登校の未然防止・学校復帰や社会的な自立に向けた取組を進める。不登校対策コーディネーターを中心とした校内対策委員会により、「長期欠席児童・生徒個別支援カルテ」等を効果的に活用して具体的な対応策の検討を行う。また、適宜ケース会議を開催するなど、教育相談室、そよかぜ教室、不登校特例校等、学校サポートチームの関係諸機関との連携した支援を実施し、学校復帰や社会的な自立につなげていく。さらに、不登校児童の学びを保障するために、授業の動画配信、及びオクリンクやTeams等による授業内でのやりとりを実施する。
- ④ 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめや問題行動の未然防止や早期対応の対策として、年3回のいじめに関する研修（うち1回は重大事態の定義と対処について）、年3回以上のいじめに関する授業、「いじめ防止標語」、「代表委員会による集会」等の実施、及び「いじめ防止サミット」の取組の活用を通して、組織的・継続的にいじめを許さない指導の徹底と児童の意識向上を行う。また、学校いじめ防止対策委員会の他、毎週生活指導夕会を行い、教職員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと配慮を要する児童について情報共有し、その対応を明確にする。

- ⑤ コミュニティ・スクール委員、PTA、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員、子ども家庭支援センター、警察からなる「学校サポートチーム」を活用し、組織的に児童の健全育成を図る。事案に応じて、必要な学校サポートチームのメンバーが校内委員会に加わり即時的にチーム会議を開催する。民生・児童委員については、1学期中に教職員との顔合わせを実施し、情報交換の機会を作る。
- ⑥ 自分の安全を守り、児童の危機回避能力を身に付けさせるために、年1回以上の関係機関と連携したセーフティ教室、交通安全教室、薬物乱用防止教室を実施する。また、児童との信頼関係を築くとともに、全学年において児童の発達の段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」を実施し、学校全体で性暴力被害防止に向けた取組を行う。さらには、第5学年において「SOSの出し方に関する教育」を実施し、児童が適切な援助希求行動をとることができるようにする。
- ⑦ 児童には、感染症予防について正しく理解し、適切な行動がとれるよう、発達の段階を踏まえた指導を行う。

イ 進路指導

- ① キャリア教育全体計画・年間計画を基に教育活動全体を通して、将来への夢や希望を育むとともに、望ましい勤労観・職業観を育成する進路指導を推進する。また、体験的な活動を通して主体的、創造的、協働的に物事に取り組む態度を育て、自己の良さに気付くとともに生き方を考えることができるようにする。また、そうした記録を「キャリア・パスポート」に残し、自らの成長に気付くことで自己理解を深める。
- ② 6年間を通して望ましい勤労観・職業観を形成する。そのために、道徳科において「勤労」、「社会参画・公共の精神」、「向上心、個性の伸長」等の内容項目について計画的に指導していく。また、特別活動において、ボランティア活動などの体験を取り入れ、勤労や社会奉仕の精神を育成する。